

産業の健全なる發展を期す

### 産業報國聯盟規約

第一條 本聯盟は産業報國聯盟と稱す

第二條 本聯盟は本聯盟の綱領に基き産業報國の精神を全産業人に普及徹底し其の實を擧ぐることを以て目的とす

第三條 右の目的を達すため本聯盟は各事業場内に産業報國勞資一体の精神を發揚する爲めの産業報國會又は之に準ある機關の創設整備を勸奨し其の他本聯盟の使命を達成するに必要なる事業を行ふものとす

第四條 本聯盟は左の團體を以て構成す

- 一、加盟團體 産業報國會又は之に準ある機關
- 二、贊助團體 本聯盟の精神に共鳴し其の事業に協力する團體

第五條 本聯盟に左の役員を置く

- 會長 一名
- 顧問 若干名
- 理事長 一名
- 理事 若干名
- (内常務理事若干名)
- 評議員 若干名
- 専門委員 若干名